



神奈川県
企業庁

令和元年度

企業庁事務事業の概要

令和元年 6 月

目 次

ページ

I	企業庁の概況	
1	企業庁の概況	1
2	企業庁における事業設置の推移	2
II	企業庁機構の概要	
1	企業庁組織図（機構と幹部職員一覧表）	3
2	企業庁職員配置表	4
3	企業庁の事務分掌	5
(1)	総務室	5
(2)	財務部	5
(3)	水道部	6
(4)	利水電気部	7
III	企業庁予算の概要	
1	令和元年度公営企業会計当初予算の概要	14
2	当初予算額総括表	15
IV	企業庁事業の概要	
1	水道事業	16
(1)	経営の目標	16
(2)	現有施設の概況	16
(3)	水道営業所の所管区域等	18
(4)	令和元年度当初予算の概要	20
(5)	令和元年度水道事業主要事業体系図	22
(6)	主な事業の概要	23
2	電気事業	29
(1)	経営の目標	29
(2)	現有施設の概況	29
(3)	令和元年度当初予算の概要	31
(4)	令和元年度電気事業主要事業体系図	33
(5)	主な事業の概要	34
3	公営企業資金等運用事業	37
(1)	経営の目標	37
(2)	地域振興施設の概況	38
(3)	令和元年度当初予算の概要	39
(4)	主な事業の概要	39

4	相模川総合開発共同事業	41
(1)	経営の目標	41
(2)	現有施設の概況	42
(3)	令和元年度当初予算の概要	43
(4)	主な事業の概要	43
5	酒匂川総合開発事業	44
(1)	経営の目標	44
(2)	現有施設の概況	44
(3)	令和元年度当初予算の概要	45
(4)	主な事業の概要	45

I 企業庁の概況

1 企業庁の概況

企業庁は、昭和27年10月1日の地方公営企業法の施行に伴い、当時本県が実施していた県営水道事業（湘南地区）及び県営相模原水道事業を水道事業として、相模川河水統制事業を電気事業として、これらの事業を総合的に運営するために発足した。

その後、経済の発展や県民生活の向上に伴い逐次事業の拡大を図り、現在では、水道事業、電気事業、公営企業資金等運用事業、相模川総合開発共同事業及び酒匂川総合開発事業の5事業を独立採算制のもとに運営している。

水道事業

水道事業は、湘南、県央、県北及び箱根地区など12市6町を給水区域とし、神奈川県民の約31パーセントにあたる282万余人に給水する広域的な事業を経営している。

安全で良質な水を安定的に供給するため、長期的な視点に立って、水道施設の更新や維持管理に取り組むこととし、年間の管路更新率を1%以上にすることを目標に掲げて管路更新のスピードアップを図るほか、災害等に強い水道づくりのため、浄水場や配水池、重要給水拠点への供給管路等の耐震化を計画的に進めている。

電気事業

電気事業は、「水力発電」と「水の供給」を目的として、昭和13年に相模川河水統制事業を発足させ、相模ダム、沼本ダムを築造した。現在では、同ダムの管理を始め、県内の主な河川である相模川、酒匂川及び早川の各水系において、相模発電所など14か所の水力発電所を運転しており、その最大出力は、合計35万4,761キロワットである。

また、「再生可能エネルギー導入の推進」を目的として、谷ヶ原太陽光発電所及び愛川太陽光発電所を運転しており、その最大出力は、合計2,896キロワットである。

その他、神奈川県（水道事業）、横浜市及び川崎市に水道用原水を供給するとともに、相模貯水池の上流域の災害防止と有効貯水容量の回復を図るため、平成5年度から相模貯水池大規模建設改良事業として、しゅんせつ等の対策を行っている。

公営企業資金等運用事業

公営企業資金等運用事業は、県公営企業の剰余金により設置され、一般会計、他の特別会計等に対し資金の長期貸付を行っている。

また、多様化する県民ニーズに応えるため、地域振興施設としての駐車場、スポーツ施設、多目的ビル等の運営や整備を行う地域振興事業のほか、土地、建物等の資産運用及び公営企業の開発調査を行っている。

相模川総合開発共同事業

相模川総合開発共同事業は、神奈川県、横浜市、川崎市及び横須賀市が共同事業として建設した城山ダム、寒川取水施設、串川取水施設等の維持管理及び取水量の管理を企業庁が共同事業者から委託を受けて行うとともに、共同事業者に水道用原水の分水を行っている。

また、「相模湖、津久井湖、丹沢湖、寒川滞水域、社家滞水域、飯泉滞水域等の水域における行為の規制に関する条例」に基づいて津久井湖等の管理事務を行っている。

酒匂川総合開発事業

酒匂川総合開発事業は、神奈川県、神奈川県内広域水道企業団及び東京発電株式会社から委託を受けて企業庁が建設した三保ダムの維持管理を企業庁が神奈川県から委任を受けて行うとともに、三保ダム下流河川の流量を確保し、また、飯泉取水堰で取水する神奈川県内広域水道企業団の水道用原水を確保している。

また、「相模湖、津久井湖、丹沢湖、寒川滞水域、社家滞水域、飯泉滞水域等の水域における行為の規制に関する条例」に基づいて丹沢湖等の管理事務を行っている。

2 企業庁における事業設置の推移

企業庁における事業設置の推移は、次表のとおりである。

企業庁における事業設置の推移

事業名	地方公営企業法適用の種類	施行または適用年月日	備考
水道事業	当然適用事業 (第2条第1項)	昭和 年 月 日 27. 10. 1	
電気事業	〃	27. 10. 1	
川崎臨海工業地帯造成事業	任意全部適用事業 (第2条第3項)	30. 10. 10	造成面積444万5,771㎡ 昭和39年3月31日完了
扇島埋立事業	〃	32. 10. 1	造成面積141万3,506㎡ 昭和38年3月31日完了
公営企業資金等運用事業	〃	33. 4. 1	
相模川第2次河水統制事業	〃	33. 4. 1	相模川総合開発共同事業の発足により昭和36年3月31日で廃止
相模川総合開発共同事業	〃	36. 4. 1	
内陸工業地帯土地造成事業	〃	36. 10. 1	造成面積299万225㎡ 昭和47年3月31日完了
相模川高度利用事業	〃	41. 4. 1	昭和47年3月31日完了
酒匂川総合開発事業	〃	44. 4. 1	
扇島埋立事業	〃	46. 4. 1	造成面積85万9,005㎡ 昭和49年3月31日完了
土地造成事業	〃	平成 3. 4. 1	造成面積37万3,608㎡ 平成11年3月31日完了

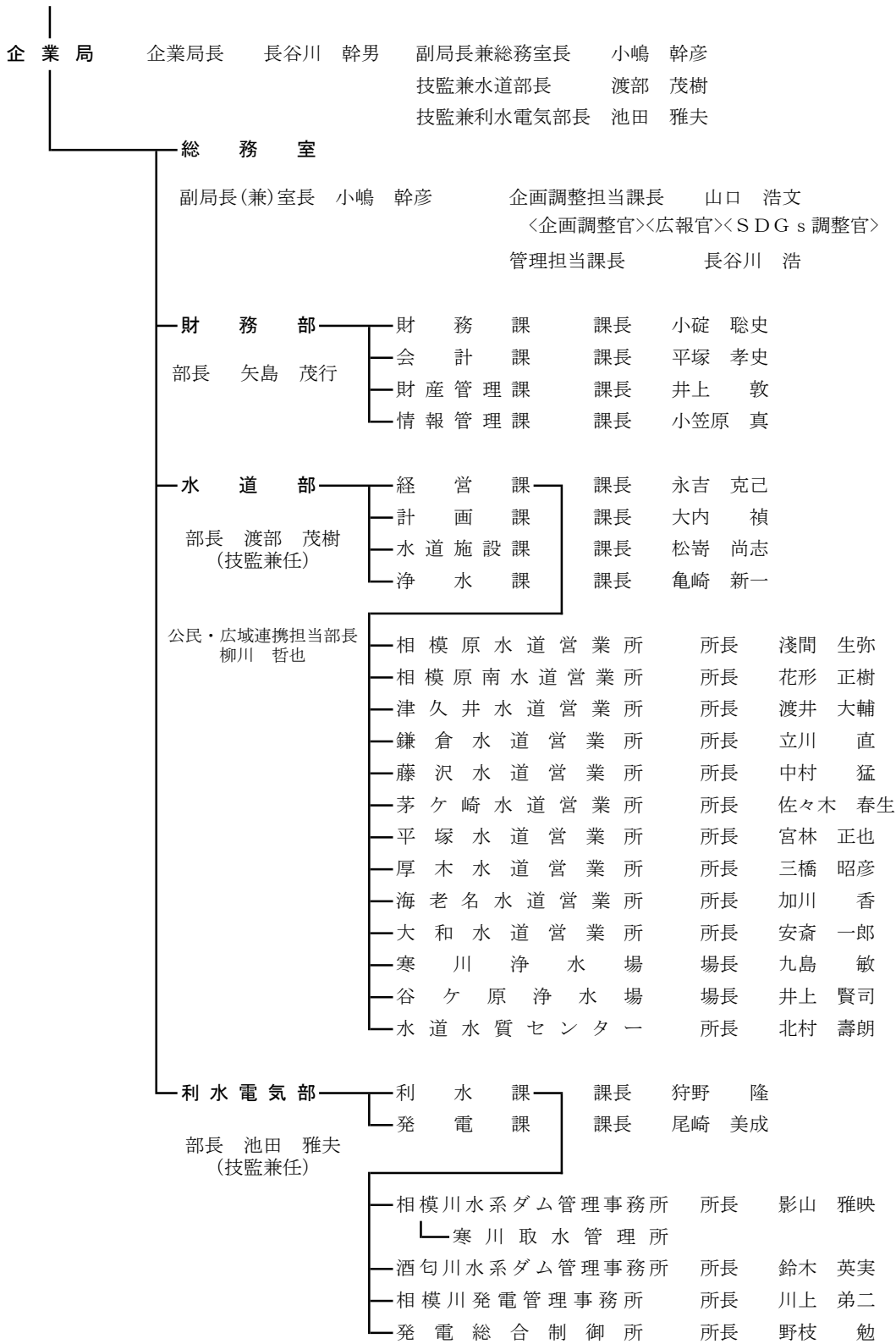
Ⅱ 企業庁機構の概要

1 企業庁組織図（機構と幹部職員一覧表）

令和元年6月1日現在

公営企業管理者
企業庁長

大竹 准一



2 企業庁職員配置表

令和元年6月1日現在
(単位：人)

所 属 等		職員数	所 属 等		職員数
企 業 局 長		1	出 先 機 関	相 模 原 水 道 営 業 所	37 (4)
副 局 長		1		相 模 原 南 水 道 営 業 所	29 (4)
総 務 室		21		津 久 井 水 道 営 業 所	23 (3)
財 務 部	財 務 部 長	1		鎌 倉 水 道 営 業 所	43 (6)
	財 務 課	13		藤 沢 水 道 営 業 所	47 (3)
	会 計 課	14		茅 ヶ 崎 水 道 営 業 所	31 (4)
	財 産 管 理 課	16		平 塚 水 道 営 業 所	44 (4)
	情 報 管 理 課	19 (1)		厚 木 水 道 営 業 所	45 (4)
	計	63 (1)		海 老 名 水 道 営 業 所	28 (5)
	水 道 部	水 道 部 長		1	大 和 水 道 営 業 所
公 民 ・ 広 域 連 携 担 当 部 長		1		寒 川 浄 水 場	112 (9)
経 営 課		21		谷 ヶ 原 浄 水 場	58 (3)
計 画 課		16		水 道 水 質 セ ン タ ー	20 (1)
水 道 施 設 課		32		相 模 川 水 系 ダ ム 管 理 事 務 所	91 (2)
浄 水 課		17		酒 匂 川 水 系 ダ ム 管 理 事 務 所	49 (2)
計		88		相 模 川 発 電 管 理 事 務 所	32
利 水 電 気 部	利 水 電 気 部 長	1		発 電 総 合 制 御 所	24 (1)
	利 水 課	17			
	発 電 課	13			
	計	31			
本庁機関計		205 (1)	出先機関計		742 (60)
			合 計		947 (61)

注1 職員数には駐在事務所及び出張所の人数を含む。
2 () 内数字は再任用職員を内数で示す。

3 企業庁の事務分掌

(1) 総務室

- ア 条例、規則、規程等に関すること。
- イ 公印に関すること。
- ウ 文書の受領、発送、記録、編さん及び保存に関すること。
- エ 神奈川県情報公開条例（平成12年神奈川県条例第26号）に基づく事務の指導及び助言に関すること。
- オ 神奈川県個人情報保護条例（平成2年神奈川県条例第6号）に基づく事務の指導及び助言に関すること。
- カ 労働協約に関すること。
- キ 職員の任免、分限、懲戒、服務その他人事に関すること。
- ク 職員の表彰及びほう賞に関すること。
- ケ 組織及び職員の定数に関すること。
- コ 職員の考査に関すること。
- サ 職員の賠償責任に関すること。
- シ 職員の給与、旅費、勤務時間その他勤務条件に関すること。
- ス 職員の研修に関すること。
- セ 職員の福利厚生及び安全衛生に関すること。
- ソ 関係団体との連絡調整に関すること。
- タ 企業庁の事業経営改善に係る計画及び調整に関すること。
- チ 事務事業の企画及び調整に関すること。
- ツ 公営企業の開発調査（水資源及び新エネルギーに関することを除く。）に関すること。
- テ 重要施策の審議、調整及び進行管理に関すること。
- ト 業務の改善に関すること。
- ナ 企業庁の広報広聴活動の総合的企画及び調整に関すること。
- ニ 一般財団法人かながわ水・エネルギーサービスに関すること。
- ヌ その他庁内他課の主管に属しないこと。

(2) 財務部

財務課

- ア 業務状況の公表に関すること。
- イ 資金計画その他財政計画に関すること。
- ウ 予算の原案の作成及び経理に関すること。
- エ 決算に関すること。
- オ 剰余金の処分及び積立金に関すること。
- カ 経理の指導及び調整に関すること。
- キ 公営企業資金等運用事業に関すること（企業局財務部財産管理課の所管に係るものを除く。）。
- ク 企業債及び一時借入金に関すること。
- ケ 県議会との連絡に関すること。
- コ その他財務に関する事務の総括に関すること。

会 計 課

- ア 予算の執行に関すること。
- イ 金融機関に関すること。
- ウ 金銭出納に関すること。
- エ 競争入札の参加者の資格に関すること。
- オ 工事請負業者並びに委託業者及び物品等の購入業者の調査選定に関すること。

財 産 管 理 課

- ア 固定資産及びたな卸資産に関する事務の総括に関すること。
- イ 固定資産の減価償却及び評価に関すること。
- ウ 固定資産の取得、貸借、移転、管理及び処分に関すること。
- エ 貯蔵品に関する事務の総括及び総合調整に関すること。
- オ 貯蔵品の取得、管理及び処分に関すること。
- カ 建築工事（管理者が別に定めるものを除く。）に関すること。
- キ 神奈川臨海鉄道株式会社に関すること。
- ク 本庁の所管に属する損失補償に関すること（企業局利水電気部利水課の所管に係るものを除く。）。
- ケ 土地収用法（昭和26年法律第219号）及び公共用地の取得に関する特別措置法（昭和36年法律第150号）に係る事務に関すること。
- コ 不動産の登記及び登記権利証書の保存に関すること（神奈川県企業庁相模川水系ダム管理事務所、神奈川県企業庁酒匂川水系ダム管理事務所及び神奈川県企業庁相模川発電管理事務所の所管に係るものを除く。）。
- サ 公営企業資金等運用事業のうち地域振興施設等整備事業に関すること。

情 報 管 理 課

- ア 情報化の企画及び推進に関すること。
- イ 情報システムに係る調査、研究及び開発に関すること。
- ウ 情報システムの管理及び運用に関すること。

(3) 水 道 部

経 営 課

- ア 水道事業の次に掲げる事項に関すること。
 - (ア) 事業経営の計画及び調整に関すること。
 - (イ) 水道料金及び水道利用加入金に関すること。
 - (ウ) 業務の指導及び調整に関すること。
- イ 公共下水道使用料の総括及びその徴収事務の指導に関すること。
- ウ 企業局水道部の所管事業の企画及び調整に関すること。
- エ 企業局水道部の広報広聴活動に関すること。
- オ 水道営業所、浄水場及び水道水質センターに関すること。
- カ その他企業局水道部内他課の主管に属しないこと。

計 画 課

- ア 災害対策に関すること。
- イ 水道事業の次に掲げる事項に関すること。
 - (ア) 水道法（昭和32年法律第177号）に係る認可の申請等に関すること。
 - (イ) 河川法（昭和39年法律第167号）に係る許可の申請等に関すること（神奈川県水道（寒川創設）、神奈川県水道谷ヶ原及び神奈川県水道（早戸川）の水利使用に係るものに限る。）。
 - (ウ) 水需要予測、供給計画及び水運用計画（分水及び受水に関するものを含む。）に関すること。
 - (エ) 水道施設の整備計画に関すること。
- ウ 工事等の単価及び歩掛並びに技術指針、基準等に関すること。
- エ 工事等の検査に関すること。

水 道 施 設 課

- 水道事業の次に掲げる事項に関すること。
 - ア 送配水施設の運営指導及び維持管理に関すること（企業局水道部浄水課の所管に係るものを除く。）。
 - イ 送配水管工事及び給水装置工事の技術指導に関すること。
 - ウ 給水装置工事事業者に関すること。
 - エ 大口径老朽管リフレッシュ事業等に係る実施計画、設計及び施行に関すること。
 - オ 漏水の調査及び分析に関すること。

浄 水 課

- ア 送配水施設の運営指導及び維持管理に関すること（電気機械設備に係るものに限る。）。
- イ 浄水及び水質に係る企画及び調整に関すること。
- ウ 公民連携の推進に係る企画及び調整に関すること。
- エ 取水施設、浄水施設及び水質検査施設の運営指導に関すること。
- オ 自家用電気工作物の運営指導に関すること。
- カ 法令に基づく電気及び機械施設の業務に関すること。
- キ 水道事業に係る水源かん養林に関すること。
- ク その他浄水及び水質に関すること。

(4) 利 水 電 気 部

利 水 課

- ア 電気事業、相模川総合開発共同事業及び酒匂川総合開発事業の次に掲げる事項に関すること。
 - (ア) 水の供給及び水運用に関すること。
 - (イ) ダム、貯水池、取水施設、水路等に係る計画及び調整に関すること。
 - (ウ) 電気事業法（昭和39年法律第170号）に係る許可、認可の申請等に関すること（ダム、貯水池、取水施設、水路等に係るものに限る。）。
 - (エ) 河川法に係る許可の申請等に関すること（企業局水道部計画課及び企業局利水電気部発電課の所管に係るものを除く。）。
 - (オ) 損失補償に関すること。

- (カ) 電気事業に係る水源かん養林に関する事。
- イ 企業局利水電気部の所管事業の企画及び調整に関する事。
- ウ 企業局利水電気部の広報広聴活動に関する事。
- エ ダム管理事務所、相模川発電管理事務所及び発電総合制御所に関する事。
- オ 相模川水系の水の総合運用に係る調整に関する事。
- カ 水資源の開発調査に関する事。
- キ 利水に関する調査及び研究に関する事。
- ク その他企業局利水電気部内他課の主管に属しない事。

発 電 課

- ア 電気事業の次に掲げる事項に関する事。
 - (ア) 企画、調査研究及び調整に関する事。
 - (イ) 電気事業法に係る許可、認可の申請等に関する事（企業局利水電気部利水課の所管に係るものを除く。）。
 - (ウ) 河川法に係る許可の申請等に関する事（発電の水利使用に係るものに限る。）。
 - (エ) 発電設備の計画及び調整に関する事。
 - (オ) 発電設備の保安に関する事。
 - (カ) 発電所の運用に関する事。
 - (キ) 送配電線路及び通信設備に関する事。
 - (ク) 発電事業における電気の供給に関する契約に関する事。
 - (ケ) 早戸川発電所に関する事。
- イ 新エネルギーの開発調査に関する事。

< 出先機関 >

名 称	位 置	分 掌 事 務
神奈川県企業庁 相模原水道営業所	相模原市中央区光が丘 二丁目18番56号	1 送水、配水及び給水関係工事の設計及び施行に関する こと。
神奈川県企業庁 相模原南水道営業所	相模原市南区相模大野 六丁目3番1号	2 固定資産（量水器を除く。）の取得、貸借、移転、管 理及び処分に関すること。
神奈川県企業庁 津久井水道営業所	相模原市緑区中野 252番地の1	3 量水器の移転及び管理に関すること。 4 貯蔵品の管理に関すること。 5 消耗品、消耗工具、器具及び備品の取得、管理及び処 分に関すること。
神奈川県企業庁 鎌倉水道営業所	鎌倉市御成町12番18号	6 量水器の点検及び水道料金、水道利用加入金、手数 料、分担金その他事業収入の徴収に関すること。 7 公共下水道使用料の徴収に関すること。 8 配水池に関すること。
神奈川県企業庁 藤沢水道営業所	藤沢市鵜沼石上二丁目 6番1号	9 給水装置工事事業者に関すること。 10 その他給水業務に関すること。 11 出納に関すること。 12 損失補償に関すること。
神奈川県企業庁 茅ヶ崎水道営業所	茅ヶ崎市本村四丁目 5番22号	13 その他庶務及び経理関係事務に関すること。 14 足柄下郡箱根町の区域内における次に掲げる事項に関する こと。
神奈川県企業庁 平塚水道営業所	平塚市西八幡一丁目 3番1号	(1) 水源及び浄水場の運営に関すること。 (2) 送水、配水及び給水に関すること。 (3) ポンプ所に関すること。 (4) 薬品類の取得に関すること。 (5) 水道施設における水道水質管理の企画及び調整に関する こと。 (6) 水道施設における水質の検査に関すること。
神奈川県企業庁 厚木水道営業所	厚木市水引二丁目 3番1号	※ 但し、14は神奈川県企業庁平塚水道営業所に限る。
神奈川県企業庁 海老名水道営業所	海老名市上郷717番地	
神奈川県企業庁 大和水道営業所	大和市西鶴間三丁目 12番18号	

名 称	位 置	分 掌 事 務
神奈川県企業庁 寒川浄水場	高座郡寒川町宮山 4271番地	<ol style="list-style-type: none"> 1 平塚市、大和市、伊勢原市及び高座郡寒川町の区域内における取水に係る次に掲げる事項に関すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 水源及び浄水場の運営に関すること。 (2) 水質の検査（浄水に関するものに限る。）に関すること。 2 平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、綾瀬市、三浦郡葉山町、高座郡寒川町並びに中郡大磯町及び二宮町の区域内におけるポンプ所（附帯設備を含む。）に関すること。 3 浄水場から配水池までの送水に関すること（神奈川県企業庁平塚水道営業所及び神奈川県企業庁谷ヶ原浄水場の分掌事務に属することを除く。）。 4 配水運用に関すること（神奈川県企業庁谷ヶ原浄水場の分掌事務に属するものを除く。）。 5 水道営業所が所管する電気機械設備に関すること（神奈川県企業庁平塚水道営業所の分掌事務に属するもののうち足柄下郡箱根町の区域内における事項に関するもの及び神奈川県企業庁谷ヶ原浄水場の分掌事務に属するものを除く。）。 6 神奈川県企業庁水道水質センターに関すること（神奈川県企業庁水道水質センターの分掌事務に属するものを除く。）。 7 水道記念館に関すること。 8 固定資産（量水器を除く。）の取得、貸借、移転、管理及び処分に関すること。 9 薬品類の取得及び貯蔵品の管理に関すること。 10 消耗品、消耗工具、器具及び備品の取得、管理及び処分に関すること。 11 出納に関すること。 12 損失補償に関すること。 13 その他庶務及び経理関係事務に関すること。
神奈川県企業庁 谷ヶ原浄水場	相模原市緑区谷ヶ原 二丁目6番1号	<ol style="list-style-type: none"> 1 相模原市の区域内における取水に係る次に掲げる事項に関すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 水源及び浄水場の運営に関すること。 (2) 水質の検査（浄水に関するものに限る。）に関すること。 2 相模原市及び愛甲郡愛川町の区域内におけるポンプ所（附帯設備を含む。）に関すること。 3 谷ヶ原浄水場、落合浄水場、鎌沢浄水場、底沢浄水場、和田浄水場、鳥屋浄水場及び長野浄水場から配水池までの送水に関すること。 4 相模原市及び愛甲郡愛川町の区域内における配水運用に関すること。 5 神奈川県企業庁相模原水道営業所、神奈川県企業庁津久井水道営業所及び神奈川県企業庁厚木水道営業所（愛甲郡愛川町の区域内に限る。）の所管する電気機械設備に関すること。

名 称	位 置	分 掌 事 務
		6 固定資産（量水器を除く。）の取得、貸借、移転、管理及び処分に関すること。 7 薬品類の取得及び貯蔵品の管理に関すること。 8 消耗品、消耗工具、器具及び備品の取得、管理及び処分に関すること。 9 出納に関すること。 10 損失補償に関すること。 11 その他庶務及び経理関係事務に関すること。
神奈川県企業庁 水道水質センター	高座郡寒川町宮山 4058番地	1 水道水質管理の企画及び調整（神奈川県企業庁平塚水道営業所の分掌事務に属するものを除く。）に関すること。 2 水質の検査（神奈川県企業庁平塚水道営業所、神奈川県企業庁寒川浄水場及び神奈川県企業庁谷ヶ原浄水場の分掌事務に属するものを除く。）に関すること。 3 水質に関する調査及び研究に関すること。 4 固定資産（量水器を除く。）、貯蔵品、消耗品、消耗工具、器具及び備品の管理に関すること。 5 その他庶務に関すること。
神奈川県企業庁 相模川水系ダム管理 事務所 同 寒川取水管理所	相模原市緑区城山 二丁目9番1号 高座郡寒川町宮山 4271番地	1 相模川総合開発共同事業に係る次に掲げる事項に関すること。 (1) 城山ダム、寒川取水施設、串川取水施設及び連絡水路の操作及び維持管理に関すること。 (2) 分水に関すること。 (3) 旧相模原畑地かんがい用導水施設の維持管理に関すること。 2 電気事業に係る次に掲げる事項に関すること。 (1) 相模ダム、沼本ダム、道志ダム、牧野取水ダム及び本沢ダムの操作及び維持管理に関すること。 (2) 相模発電所、津久井発電所、道志第1発電所、道志第2発電所、道志第3発電所、道志第4発電所、愛川第1発電所、愛川第2発電所、柿生発電所及び城山発電所（以下「相模川水系発電所」という。）並びに愛川太陽光発電所の土木施設に関すること。 (3) 相模貯水池及び道志調整池の保全に関すること。 (4) 水源かん養林に関すること。 (5) 水の供給に関すること。 3 相模川水系の水の総合運用に関すること。 4 相模川水系の流量調査に関すること。 5 固定資産の取得、貸借、移転、管理及び処分に関すること。 6 消耗品、消耗工具、器具及び備品の取得、管理及び処分に関すること。 7 出納に関すること。 8 損失補償に関すること。 9 不動産の登記及び登記権利証書の保存に関すること。 10 事業の調査、資料の整備及び広報に関すること。 11 電気関係諸施設の操作及び維持管理に関すること。 12 警報の伝達等に関すること。

名 称	位 置	分 掌 事 務
		<p>13 相模湖、津久井湖、丹沢湖、寒川滞水域、社家滞水域、飯泉滞水域等の水域における行為の規制に関する条例（昭和39年神奈川県条例第94号。以下「行為の規制に関する条例」という。）第2条、第4条及び第5条に規定する事務（神奈川県企業庁酒匂川水系ダム管理事務所の分掌事務に属するものを除く。）に関すること。</p> <p>14 その他庶務及び経理関係事務に関すること。</p>
神奈川県企業庁 酒匂川水系ダム管理 事務所	足柄上郡山北町神尾田 734	<p>1 酒匂川総合開発事業に係る次に掲げる事項に関すること。</p> <p>(1) 三保ダムの操作及び維持管理に関すること。</p> <p>(2) 飯泉取水せきにおける取水量の確保に関すること。</p> <p>(3) 三保ダム周辺地域の振興の用に供する施設等の管理に関すること。</p> <p>2 電気事業に係る次に掲げる事項に関すること。</p> <p>(1) 早川発電所、玄倉第1発電所及び玄倉第2発電所に関すること（神奈川県企業庁発電総合制御所の分掌事務に属するものを除く。）。</p> <p>(2) 品ノ木取水ダム、玄倉ダム及び熊木ダムの操作及び維持管理に関すること。</p> <p>3 酒匂川水系及び早川水系の流量調査に関すること。</p> <p>4 固定資産の取得、貸借、移転、管理及び処分に関すること。</p> <p>5 貯蔵品、消耗品、消耗工具、器具及び備品の取得、管理及び処分に関すること。</p> <p>6 出納に関すること。</p> <p>7 損失補償に関すること。</p> <p>8 不動産の登記及び登記権利証書の保存に関すること。</p> <p>9 電気関係諸設備の操作及び維持管理に関すること。</p> <p>10 事業の調査、資料の整備及び広報に関すること。</p> <p>11 警報の伝達等に関すること。</p> <p>12 酒匂川本川における飯泉橋橋脚上流端から東海道本線橋りょう橋脚下流端までの水域、酒匂川支川河内川における中川橋上流端の上流300メートルから松ヶ山副えん堤下流端までの水域、酒匂川支川玄倉川における新立間えん堤下流端から下流の水域及び酒匂川支川世附川における世附川橋上流端の上流270メートルの床止えん堤上流端から下流の水域における行為の規制に関する条例第2条、第4条及び第5条に規定する事務に関すること。</p> <p>13 その他庶務及び経理関係事務に関すること。</p>
神奈川県企業庁 相模川発電管理事務所	相模原市緑区谷ヶ原 二丁目7番17号	<p>1 相模川水系発電所、愛川太陽光発電所及び発電総合制御所に関すること（神奈川県企業庁相模川水系ダム管理事務所及び神奈川県企業庁発電総合制御所の分掌事務に属するものを除く。）。</p> <p>2 谷ヶ原太陽光発電所に関すること（神奈川県企業庁発電総合制御所の分掌事務に属するものを除く。）。</p> <p>3 固定資産の取得、貸借、移転、管理及び処分に関すること。</p> <p>4 貯蔵品、消耗品、消耗工具、器具及び備品の取得、管理及び処分に関すること。</p> <p>5 出納に関すること。</p> <p>6 損失補償に関すること。</p> <p>7 不動産の登記及び登記権利証書の保存に関すること。</p> <p>8 相模川河水統制事業に係る分水の監視及び記録に関すること。</p> <p>9 その他庶務及び経理関係事務に関すること。</p>

名 称	位 置	分 掌 事 務
神奈川県企業庁 発電総合制御所	相模原市緑区川尻 4454番地の3	<ol style="list-style-type: none"> 1 相模川水系発電所、早川発電所、玄倉第1発電所、玄倉第2発電所、谷ヶ原太陽光発電所及び愛川太陽光発電所の発電計画、給電及び運転制御に関すること。 2 発電総合制御所及び城山発電所の固定資産、貯蔵品、消耗品、消耗工具、器具及び備品の管理に関すること。 3 相模川水系発電所、早川発電所、玄倉第1発電所、玄倉第2発電所、谷ヶ原太陽光発電所及び愛川太陽光発電所の監視制御装置の管理に関すること。 4 その他庶務に関すること。

Ⅲ 企業庁予算の概要

1 令和元年度公営企業会計当初予算の概要

新たな「経営計画」の初年度として、将来を見据えた取組みを着実に進める

- 水道事業では、「将来にわたって持続可能な水道」の実現に向けて、管路の更新・耐震化を加速化させるほか、新たに浄水場の浸水対策や揚水ポンプ所の停電対策にも着手する。
- 電気事業では、相模ダムのリニューアル事業を本格化させるほか、新たな小水力発電所の設置など再生可能エネルギー普及の推進、開かれたダム・発電所を目指した取組みなどを進める。
- この他、将来を見据えた進取の取組みとして、水道施設の維持管理におけるAI技術導入の研究や、再生可能エネルギー由来水素の活用に関する技術的研究、SNS等を活用した効果的な情報発信にも取り組む。

< 予算規模（支出） >

（単位：千円、％）

会 計	令和元年度 当初予算額 A	平成30年度 当初予算額 B	対前年度比較	
			増減額 A - B	伸率 A / B
水道事業会計	90,925,672	85,303,387	5,622,285	106.6
電気事業会計	9,997,006	20,986,166 [10,986,166]	△ 10,989,160 [△989,160]	47.6 [91.0]
公営企業資金等 運用事業会計	8,023,661	7,024,194	999,467	114.2
相模川総合開発 共同事業会計	2,987,597	2,305,166	682,431	129.6
酒匂川総合開発 事業会計	1,728,703	1,757,520	△ 28,817	98.4
合 計	113,662,639	117,376,433 [107,376,433]	△ 3,713,794 [6,286,206]	96.8 [105.9]

注1 「当初予算額」は、収益的支出（損益勘定）及び資本的支出（資本勘定）の予算額を合計したものである。

注2 金額は、表示単位未満切り捨てのため合計と符合しないことがある（次頁以降同様）。

注3 []内は、一般会計では歳入歳出予算に含まれない債券運用費を除いた額。

2 当初予算額総括表

(単位：千円)

会計名	勘定区分	収 入 予 算 額	支 出 予 算 額	当年度損益及び 補填財源使用額の状況
水道事業会計	損益	60,870,877	54,831,584	当年度利益剰余金 4,193,532 ③⑩ 当年度利益剰余金 4,516,612)
	資本	16,174,910	36,094,088	補填財源使用額 19,919,178
	計	77,045,787	90,925,672	
電気事業会計	損益	8,783,318	8,490,182	当年度利益剰余金 225,037 ③⑩ 当年度利益剰余金 277,880)
	資本	2	1,506,824	補填財源使用額 1,506,822
	計	8,783,320	9,997,006	
公営企業資金等 運用事業会計	損益	990,360	786,160	当年度利益剰余金 209,293 ③⑩ 当年度利益剰余金 200,422)
	資本	4,065,640	7,237,501	補填財源使用額 3,171,861
	計	5,056,000	8,023,661	
相模川総合開発 共同事業会計	損益	1,871,862	1,871,862	
	資本	1,115,735	1,115,735	
	計	2,987,597	2,987,597	
酒匂川総合開発 事業会計	損益	1,450,677	1,450,677	
	資本	278,026	278,026	
	計	1,728,703	1,728,703	
合 計	損益	73,967,094	67,430,465	当年度利益剰余金 4,627,862 ③⑩ 当年度利益剰余金 4,994,914)
	資本	21,634,313	46,232,174	補填財源使用額 24,597,861
	計	95,601,407	113,662,639	

IV 企業庁事業の概要

水 道 事 業

1 水道事業

(1) 経営の目標

「神奈川県公営企業の設置等に関する条例」で定める水道事業の経営の目標は、次のとおりである。

ア 給水地域（12市6町）

相模原市・平塚市・鎌倉市・藤沢市・小田原市（旧橋町）・茅ヶ崎市・逗子市・厚木市・大和市・伊勢原市・海老名市・綾瀬市・葉山町・寒川町・大磯町・二宮町・箱根町・愛川町

イ 給水人口 290 万人
ウ 1日最大給水量 161 万立方メートル

(2) 現有施設の概況（平成31年4月1日現在）

ア 水源

（単位：m³/日）

区分	水源	水利権等					
		水量	内訳				
自己水源	相模川（寒川）	331,736	創設	107,136			
			総合開発	187,000			
			高度利用Ⅰ	37,600			
自己水源	相模川（谷ヶ原）	187,344	創設	7,344			
			河水統制	120,000			
			総合開発	60,000			
湧水等	湧水等	32,851	湧水等	平塚	1,716		
				箱根	20,700		
			表流水等	藤野	2,858	相模湖	500
				大山	1,000	津久井	6,077
	計	551,931					
企業団水源	酒匂川	406,600	取水地点	小田原市飯泉			
	相模川	655,600	取水地点	海老名市社家	313,100		
			取水地点	寒川町宮山	342,500		
	計	1,062,200					
合計		1,614,131					

注 湧水等の水量は取水能力である。

県営水道の必要水量の大半は、相模川水系の寒川及び谷ヶ原地点からの自己水源と神奈川県内広域水道企業団からの受水でまかなっている。

相模川の源・・・忍野八海▶
（山梨県南都留郡忍野村）



イ 浄水施設

県営水道の主要な浄水場は、寒川浄水場と谷ヶ原浄水場であり、ともに相模川水系から表流水を取水し、浄化する施設である。

その他、湧水などを取水している小規模浄水施設等がある。

(単位：m³/日)

名称	所在地	浄水方法	最大供給量		完成年月
寒川浄水場	高座郡 寒川町宮山	急速ろ過	315,200	第2・3浄水場 315,200	昭和49年3月
谷ヶ原浄水場	相模原市 緑区谷ヶ原	急速ろ過	178,000	146,800	昭和38年12月
		緩速ろ過		31,200	昭和17年2月
その他	相模原市 緑区	急速ろ過	31,560	鳥屋 5,400	
	相模原市 緑区			鎌沢、落合、和田 2,560	
				底沢 400	
				長野 500	
	伊勢原市	膜ろ過		大山 1,000	
	箱根町			イタリー、品ノ木 7,200	
平塚市	消毒のみ	惣領分、吉沢 1,700			
箱根町		水土野 12,800			
計			524,760		
企業団受水量			987,900	相模原浄水場 248,900	昭和49年4月
				伊勢原浄水場 186,000	受水開始
				綾瀬浄水場 234,500	平成10年7月
合 計			1,512,660	寒川第3浄水場 318,500	平成13年4月
					受水開始

注1 最大供給量とは、水利権等の水量を考慮した送水可能な水量を示す。



寒川浄水場 ▶

ウ 送水施設	加圧ポンプ所	35 か所
	揚水ポンプ所	59 か所
	送水管延長	209,308.56メートル (平成31年4月1日現在)
エ 配水施設	配水池	111か所 (総有効貯水量 728,552立方メートル)
	配水管延長	9,124,676.73メートル (平成31年4月1日現在)
	オ 送水量	335,347,584立方メートル(平成30年度)

(3) 水道営業所の所管区域等

(単位：戸、人)

名称	所管区域	給水戸数	給水人口
相模原水道営業所	相模原市（緑区の一部（津久井水道営業所管内を除く。）及び中央区）	185,195	378,403
相模原南水道営業所	相模原市（南区）	139,429	278,274
津久井水道営業所	相模原市（緑区の一部（相模原水道営業所管内を除く。））	29,370	61,447
鎌倉水道営業所	鎌倉市、逗子市、三浦郡葉山町（上山口の一部及び下山口の一部を除く。）	130,992	260,936
藤沢水道営業所	藤沢市	206,815	432,826
茅ヶ崎水道営業所	茅ヶ崎市、高座郡寒川町、平塚市の一部（平塚水道営業所管内を除く。）	134,153	290,483
平塚水道営業所	平塚市（土屋の一部及び茅ヶ崎水道営業所管内を除く。）、小田原市の一部、中郡大磯町、二宮町、足柄下郡箱根町の一部	149,215	330,893
厚木水道営業所	厚木市、伊勢原市、愛甲郡愛川町の一部	154,057	334,682
海老名水道営業所	海老名市、綾瀬市	98,297	217,238
大和水道営業所	大和市	119,231	235,799
計		1,346,754	2,820,981

注 給水戸数及び給水人口については、平成31年4月1日現在のものである。

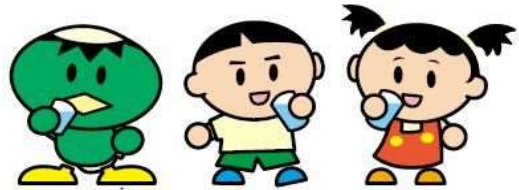


県営水道給水区域図

凡 例

記号	項 目	箇所数
	給 水 区 域 内	12市6町
□	水道営業所等	11
□	水源・浄水場	13
□	災害用指定浄水池	3
●	災害用指定配水池	34

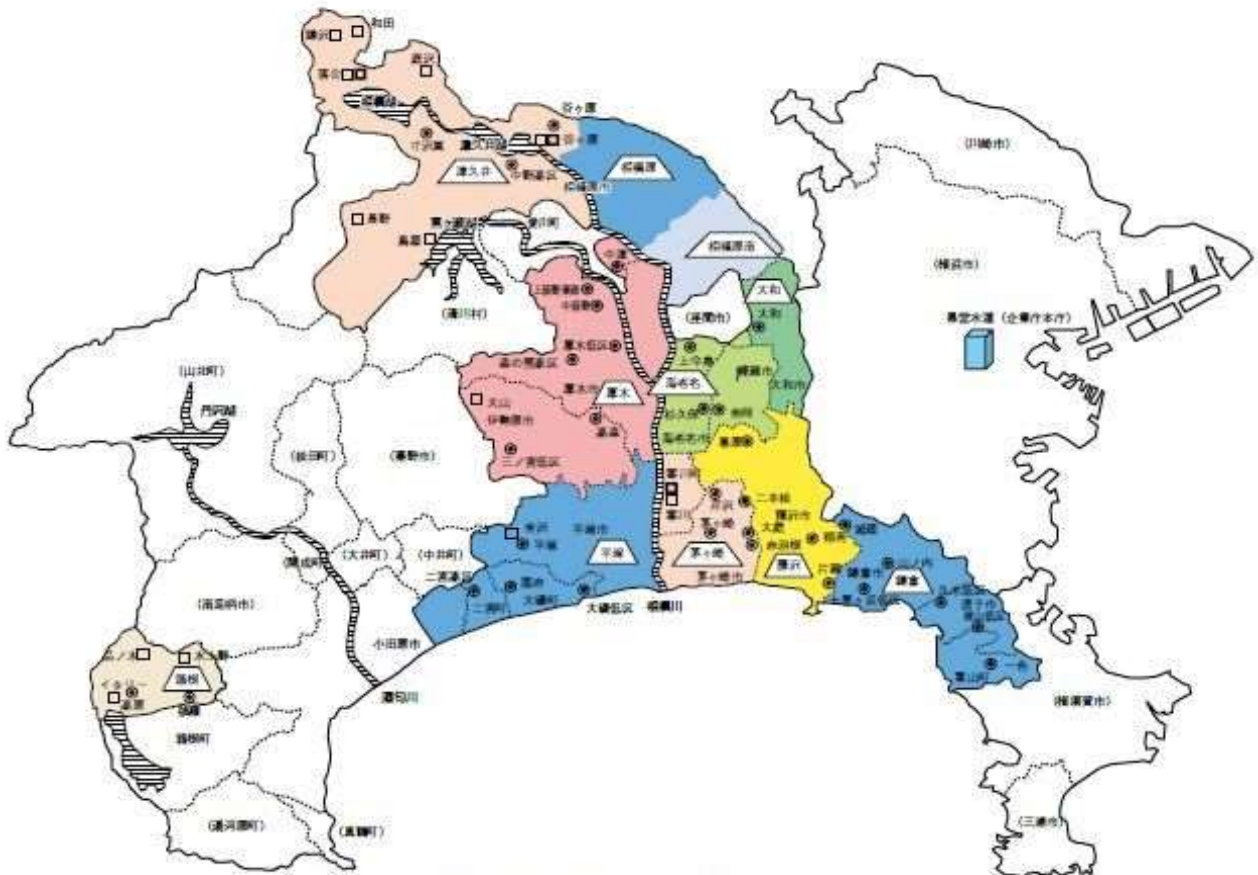
(H31.4.1 現在)



カッピー

しんちゃん

いずみちゃん



※上図の色分けは、水道営業所ごとの所管区域を示しています。

(4) 令和元年度当初予算の概要

ア 令和元年度・平成30年度水道事業会計当初予算額比較表

(単位:千円)

科目等		年度	令和元年度 当初予算額 A	平成30年度 当初予算額 B	増減額 A - B
収益的 収支	収益的収入 a		60,870,877	59,965,072	905,805
	内 訳	水道料金	52,146,485	51,232,587	913,898
		水道利用加入金	2,294,920	2,154,578	140,342
		その他収入	6,429,472	6,577,907	△ 148,435
	収益的支出 b		54,831,584	54,181,493	650,091
	内 訳	職員費	6,368,887	6,555,795	△ 186,908
		受水費	15,147,223	14,914,947	232,276
		動力費、薬品費及び修繕費	7,227,134	6,660,740	566,394
		減価償却費等	13,908,389	13,992,042	△ 83,653
		支払利息	2,344,211	2,609,142	△ 264,931
その他支出		9,835,740	9,448,827	386,913	
消費税等資本的収支調整額 c		1,845,761	1,266,967	578,794	
当年度利益剰余金又は欠損金 (a - b - c) d		4,193,532	4,516,612	△ 323,080	
資本的 収支	資本的収入 ①		16,174,910	10,196,350	5,978,560
	資本的支出 ②		36,094,088	31,121,894	4,972,194
	内 訳	建設改良事業費等	21,331,314	18,043,262	3,288,052
		元金償還金	14,762,774	13,078,632	1,684,142
資本的収支差引額 (① - ②)		△ 19,919,178	△ 20,925,544	1,006,366	

(参考)

資金 収支	前年度末資金残高③	15,481,098	18,654,954	△ 3,173,856
	当年度分資金収支④	△ 1,901,542	△ 3,173,856	1,272,314
	資金残高 (③ + ④)	13,579,556	15,481,098	△ 1,901,542

注1 平成30年度当初予算額の「前年度末資金残高」は、平成29年度決算を反映させた額である。

注2 「当年度分資金収支」は、当年度の利益剰余金・損益勘定留保資金等から資本的収支差引額を差し引いたものである。

イ 水道料金収入の状況

(7) 水道料金収入

年度		令和元年度	平成30年度	増減	前年度対比
区分		当初予算額	当初予算額		
給水区域		12市6町	12市6町	-	-
給水戸数		1,353,524戸	1,339,637戸	13,887戸	101.0%
給水人口		2,827,112人	2,820,968人	6,144人	100.2%
水道料金		52,146,485千円	51,232,587千円	913,898千円	101.8%
使用区分	家事用	34,310,695千円	33,484,319千円	826,376千円	102.5%
	業務用	16,600,303千円	16,510,245千円	90,058千円	100.5%
	浴場用	45,703千円	35,913千円	9,790千円	127.3%
	一時用	215,160千円	247,634千円	△ 32,474千円	86.9%
	分水	974,624千円	954,476千円	20,148千円	102.1%

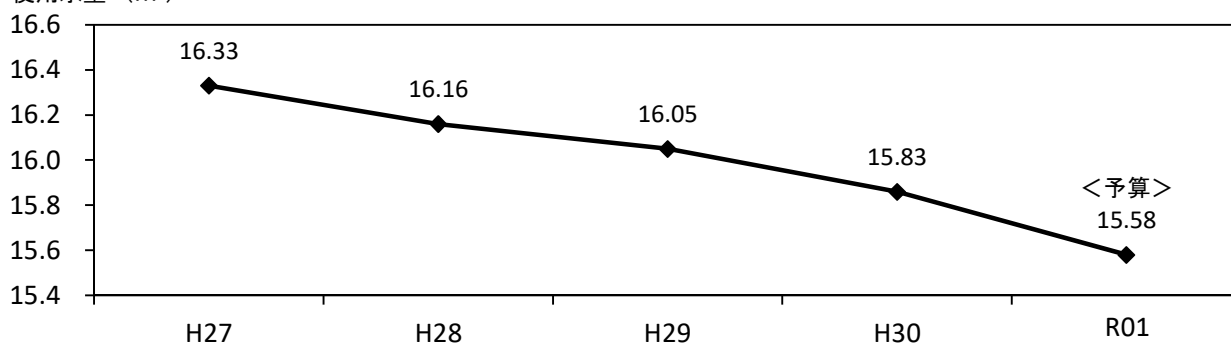
(i) 給水量

(単位：m³)

年度		令和元年度	平成30年度	増減	前年度対比
区分					
年間総給水量		302,406,974	302,364,469	42,505	100.0%
使用区分	家事用	242,684,222	241,562,160	1,122,062	100.5%
	業務用	51,906,043	53,163,259	△ 1,257,216	97.6%
	浴場用	684,932	538,477	146,455	127.2%
	一時用	344,177	405,173	△ 60,996	84.9%
	分水	6,787,600	6,695,400	92,200	101.4%

(参考) 家事用1戸1ヶ月当たりの使用水量の推移

使用水量 (m³)



(5) 令和元年度水道事業主要事業体系図

事業の対象区域（給水区域）
相模原市（一部の地域を除く）、平塚市（一部の地域を除く）、鎌倉市、藤沢市、小田原市の一部、茅ヶ崎市、逗子市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、綾瀬市、葉山町（一部の地域を除く）、寒川町、大磯町、二宮町、箱根町の一部、愛川町の一部



(6) 主な事業の概要

ア 中長期的視点に立った水道システムの再構築及び維持管理等

(7) 管路更新推進事業 13,382,989 千円

将来にわたり安定給水を確保するため、水道管の耐久性を考慮して 100 年で一巡する更新サイクルを目標に、年間の管路更新率を現行の0.68%から令和5年度には1%以上に引き上げるよう、管路更新の推進に取り組む。

・布設延長 63,990m(管路更新率 0.71%)

管路更新と耐震化の関係

水道管路を更新する際には、全て震度7(東日本大震災クラス)でも耐久性があるとされている耐震継手管※を採用することから、老朽管を解消すると同時に耐震化が併せて図られる。

なお、耐震継手管は、技術の進歩により近年開発されたもので、100年間以上の使用が可能とされている。

※ 水道管と水道管をつなぐ「継手」部分が鎖構造になっており、管が伸び縮みしながら揺れを吸収するとともに、突部構造により水道管の抜け出しを防ぐことのできる離脱防止機能付きの水道管である。



(イ) 水道施設整備事業 9,329,628 千円

安定給水の確保を図るため、配水池やポンプ所等の施設の整備・更新、水道管の漏水修理を行う。

・浄水場等機械装置更新工事、送配水管、給水管維持修繕工事

(ロ) 寒川浄水場排水処理施設管理事業 719,093 千円

浄水場施設の効率的で効果的な事業運営を図るため、寒川浄水場排水処理施設の維持管理及び運営をPFI事業として実施する。

[債務負担行為] (債務負担行為限度額 20,646,000 千円 平成15年度～令和7年度)

(ハ) 谷ヶ原浄水場排水処理施設更新事業 2,600,027 千円

浄水場の安定した運営を図るため、老朽化した谷ヶ原浄水場排水処理施設を更新する。

・谷ヶ原浄水場排水処理施設更新工事

[債務負担行為] (債務負担行為限度額 3,325,123 千円 平成29年度～令和元年度)

・谷ヶ原浄水場電気設備設置工事

[債務負担行為] (債務負担行為限度額 196,930 千円 平成30年度～令和元年度)

- (オ) 漏水対策強化事業 207,195 千円
漏水事故を未然防止するため、基幹管路や国県道に埋設されている老朽管等の漏水調査を実施するとともに、新たな漏水調査技術について民間業者と共同研究を行う。
- (カ) 谷ヶ原浄水場遠方監視制御設備整備事業 432,955 千円
谷ヶ原浄水場の水運用に万全を期すため、老朽化した遠方監視制御設備を更新する。
[債務負担行為] (債務負担行為限度額 1,040,591 千円 平成 28 年度～令和元年度)
- (キ) 寒川浄水場中央監視及び分散制御設備更新事業 － 千円 ※
浄水場の安定した運営を図るため、老朽化した寒川浄水場の中央監視設備等を更新する。
[債務負担行為の新規設定] (債務負担行為限度額 2,412,130 千円 令和元～3年度)
※ 複数年の債務負担行為を設定しているが、初年度(令和元年度)の支出を伴わないため、支出予算額としては「一千円」と記載している。以降同様。

イ 経営基盤の確立

- (ア) 水道料金関連業務委託事業 － 千円 ※
水道料金に関連する業務のあり方の見直しを進める中、従来から行っている水道メーターの検針業務、未納整理業務等の委託に加え、水道営業所窓口における水道料金関連業務の委託を行う。
[債務負担行為の新規設定] (債務負担行為限度額 1,192,172 千円 令和元年～4年度)
- (イ) コンビニエンスストア収納の拡大 11,369 千円
水道関係者の利便性を向上するとともに、水道営業所における窓口収納業務の見直しを行うため、給水装置工事審査・検査手数料などについてもコンビニエンスストアで収納できるよう、財務管理システムの改修等を行う。

ウ 水道における新技術の活用

- (ア) 水道スマートメーター実用化検討調査事業 7,876 千円
水道事業の効率的な運営やお客様サービスの向上に資する水道スマートメーターの実用化に向けた検討調査を行う。

(イ) ICT、AIなど次世代技術の活用 【ゼロ予算】

水道事業の効率的な運営と、人口減少の進展等により深刻化する担い手不足への対応に向けて、水道施設へのICTやAIなどの次世代技術の活用について検討する。

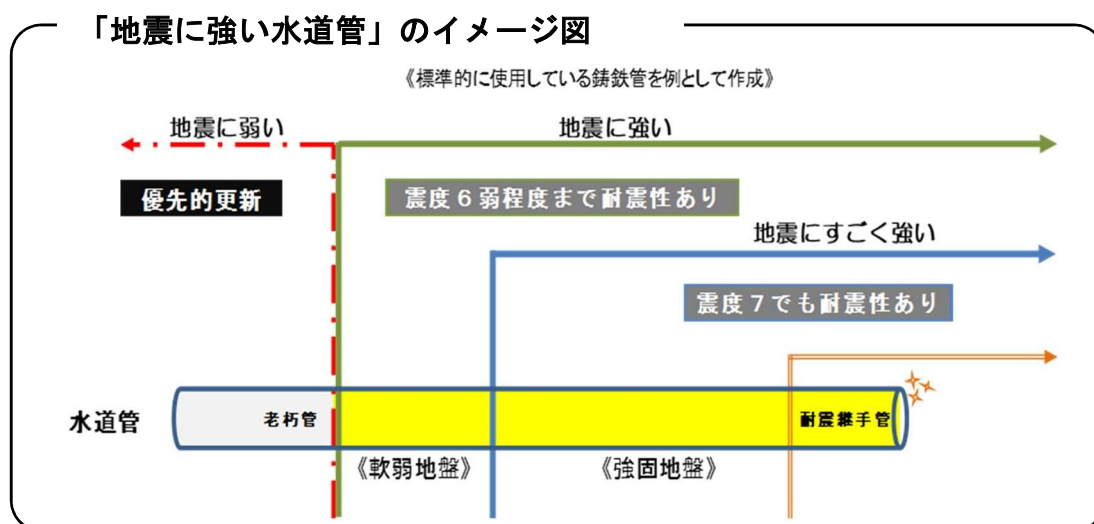
エ 災害等に強い水道づくり

(7) 水道施設耐震化事業（一部再掲） 14,091,007 千円

大規模地震の発生に備え、浄水場や配水池等の耐震化を進めるほか、基幹管路や災害協力病院などの重要給水施設への供給管路を耐震継手管に取り替える。

<内訳>

・ 管路更新推進事業（再掲）	13,382,989 千円
・ 浄水場及び配水池等の耐震化	708,018 千円
合 計	14,091,007 千円



(イ) 応急給水体制整備促進事業 174,888 千円

大規模地震等の災害時における生活用水の確保を図るため、緊急遮断弁設備の更新など応急給水体制の整備を促進する。

(ウ) 緊急遮断弁接合部補強事業 42,126 千円

基幹管路設備の長寿命化及び耐震性能強化を図るため、災害時において特に重要な設備である緊急遮断弁接合部の補強工事を行う。

(イ) 災害時体制強化のための総合訓練 500 千円

大規模な災害発生時における速やかな応急復旧活動の体制強化を図るため、管工事業者と応急復旧工事等に係る合同訓練を行う。

(オ) 災害時の受援体制の強化 500 千円

被災時に他の水道事業者からの応援を受け入れ、速やかな応急復旧活動が行える体制を整えるため、「受援マニュアル」を整備して他の水道事業者と合同で訓練を行うほか、備品等の購入を行う。

(カ) 水道施設の保安対策事業 151,491 千円

水道施設の保安対策を強化するため、浄水場の監視カメラやセンサー等の防犯機器を増強するとともに、水道施設の巡回点検やテロ対策訓練を実施する。

(キ) 寒川浄水場浸水対策事業 22,627 千円

相模川及び目久尻川の氾濫で想定される浸水等に対し、寒川浄水場敷地内への浸水防止や主要設備の機能維持を図るなどの浸水対策を段階的に実施する。



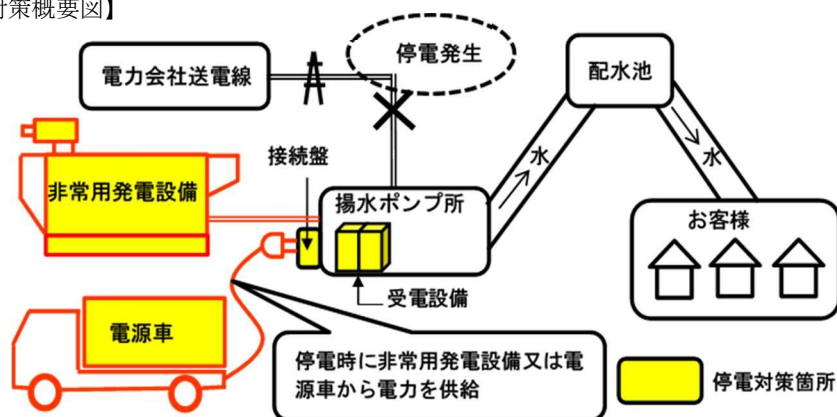
(ク) 揚水ポンプ所停電対策事業 16,500 千円

大規模災害等における揚水ポンプ所の長時間の停電対策として、非常用発電設備の設置や電源車の導入等を計画的に実施する。

- ・受電設備更新(停電対策分) 16,500 千円
- ・電源車の導入

[債務負担行為の新規設定] (債務負担行為限度額 98,000 千円 令和元年～2年度)

【停電対策概要図】



オ 水質管理の充実

(7) 貯水槽水道適正管理推進事業 22,448 千円

貯水槽水道の管理に関して、有効貯水容量 8 m³以下の小規模貯水槽水道の所有者に対する適切な管理方法の周知とアンケートによる管理状況の把握を行うほか、希望者に対し水質検査を実施する。

- ・ 貯水槽水道各戸調査等業務 実施対象戸数 2,700件

(イ) 鉛管対策事業 14,552 千円

宅地内に残存している鉛管（個人財産）の解消の推進を図るために布設状況を調査し、使用者に情報を提供する。

- ・ 宅地内鉛管の調査、情報提供 実施対象戸数 10,000件

カ お客様の信頼の向上

(7) 県営水道お客さまコールセンター運營業務委託事業 152,166 千円

お客さまからの電話受付業務等を行う、お客さまコールセンターを運営する。

(イ) 「水のおいしい学校づくり」の推進 【ゼロ予算】

水道水のおいしさや安全性などについて、子どもたちの理解促進を図るため、一般財団法人「かながわ水・エネルギーサービス」と協働し、給水区域内の小学校において、水道教室の開催や水道管から直接給水する「直結直圧式給水化工事」を実施する。

(ウ) お客さま意識調査事業 11,557 千円

県民の水道水に対する意識や使用の実態などを把握し、事業経営に活かすため、「お客さま意識調査」を実施する。

(イ) 水道管路情報図閲覧システム運營業業 23,023 千円

給水装置工事や不動産売買の重要事項説明の際に必要な水道管の埋設状況を示した水道管路情報図について、インターネットにより閲覧できるサービスを平成 31 年 4 月から開始する。

キ 地域社会や国際社会への貢献

(7) 海外への水道技術協力事業 4,613 千円

企業庁が培ってきた技術力等を活かし、海外の公衆衛生向上に貢献するため、ベトナム・ランソン省に対して覚書に基づく具体的な技術支援を開始するなど、技術協力を進める。

(イ) 箱根地区水道事業包括委託事業 950,481 千円

水道事業における公民連携モデルを普及させるため、中小規模事業体においても活用可能なモデルの確立を目指し、箱根地区において水道事業の包括委託（第2期）を行う。

[債務負担行為]（債務負担行為限度額 5,267,000 千円 平成30年度～令和5年度）

(ウ) 福祉作業所への水道メーター分解作業業務委託事業 10,378 千円

障害者の就労機会の確保を図るため、処分予定の使用済水道メーターを分解し分別する作業を給水区域内の福祉作業所に委託する。

・委託数量 80,000個

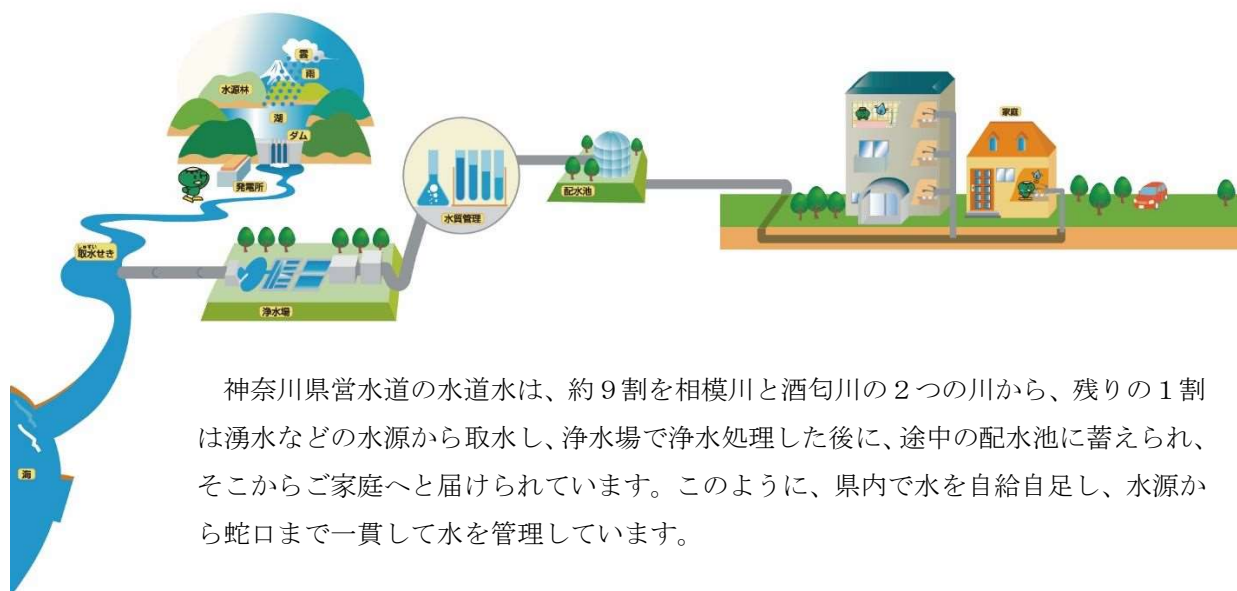
(イ) 施工時期の平準化に向けた取組み

県内中小企業への支援策として、年間を通じて切れ目のない事業展開ができるよう、工期が12ヶ月未満の工事でも年度にとらわれず機動的に工事発注するため債務負担行為（ショート債務）を設定する。

[12ヶ月未満の工事に係る債務負担行為の設定]

（債務負担行為限度額 442,796 千円 令和元年～2年度）

(参考) 水源から蛇口まで



電 氣 事 業

2 電 気 事 業

(1) 経営の目標

「神奈川県公営企業の設置等に関する条例」で定める電気事業の経営の目標は、次のとおりである。

ア 発電業務

(7) 発電所

相模、津久井、道志第1、道志第2、道志第3、道志第4、愛川第1、愛川第2、早戸川、早川、玄倉第1、玄倉第2、柿生及び城山の各水力発電所並びに谷ヶ原及び愛川の各太陽光発電所

(イ) 最大出力 357,657キロワット

(ロ) 供給電力量の基準 781,705,000キロワットアワー

イ 水の供給業務 毎秒最大12.49立方メートル

(2) 現有施設の概況（平成31年4月1日現在）

ア 発電所

(単位：kW)

発電所名	最大出力	発電機数 台数	発電所型式	所在地
相模	31,000	2	ダム式	相模原市緑区若柳
津久井	25,000	2	1号ダム水路式 2号水路式	〃 緑区谷ヶ原
道志第1	10,500	1	ダム水路式	〃 緑区牧野
道志第2	1,050	1	〃	〃 〃
道志第3	1,000	1	水路式	〃 〃
道志第4	59	2	〃	〃 〃
愛川第1	24,200	1	ダム式	愛甲郡愛川町半原
愛川第2	1,200	1	〃	〃 〃
早戸川	72	1	水路式	相模原市緑区鳥屋
早川	2,900	1	〃	足柄下郡箱根町宮城野
玄倉第1	4,200	1	〃	足柄上郡山北町玄倉
玄倉第2	2,900	1	〃	〃 〃
柿生	680	1	〃	川崎市麻生区黒川
城山	250,000	4	日調整純揚水式※	相模原市緑区川尻
谷ヶ原太陽光	1,000	-	太陽光	〃 緑区谷ヶ原
愛川太陽光	1,896	-	太陽光	愛甲郡愛川町半原
計	357,657	20		

※城山発電所の概要については、36ページを参照

イ 水の供給施設

ダム	名称	相模ダム	沼本ダム
	型式	重力式コンクリートダム	重力式コンクリートダム
	堤高	58.4 m	34.5 m
	堤頂長	196.0 m	126.0 m
	堤体積	174,000 m ³	52,356 m ³
貯水池	名称	相模貯水池	沼本調整池
	湛水面積	3.26 km ²	0.347 km ²
	総貯水量	63,200,000 m ³	2,330,000 m ³
	有効貯水量	48,200,000 m ³	1,534,000 m ³
	有効水深	22.0 m	5.8 m
	満水位	標高 167.0 m	標高 121.0 m

(参考) 水の供給先の内訳

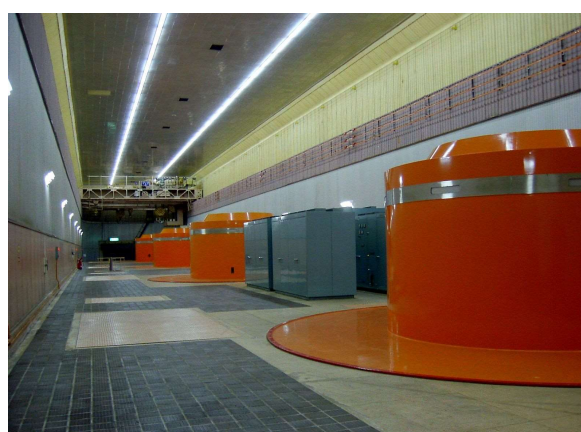
(単位：m³)

事業者名	毎秒最大水量	備考
神奈川県	1.39	上水道用水
横浜市	5.55	上水道及び工業用水道用水
川崎市	5.55	〃
計	12.49	

相模ダムと相模発電所



城山発電所



(3) 令和元年度当初予算の概要

ア 令和元年度・平成30年度電気事業会計当初予算額比較表

(単位:千円)

科目等		年度	令和元年度 当初予算額 A	平成30年度 当初予算額 B	増減額 A - B
収益的 収支	収益的収入	a	8,783,318	9,061,541	△ 278,223
	内訳	水力発電料金収入	6,418,655	6,803,649	△ 384,994
		太陽光発電料金収入	125,251	124,215	1,036
		その他収入	2,239,412	2,133,677	105,735
	収益的支出	b	8,490,182	8,696,123	△ 205,941
	内訳	職員費	1,647,445	1,653,791	△ 6,346
		修繕費、委託費	2,580,893	2,743,648	△ 162,755
		減価償却費等	1,905,516	1,955,138	△ 49,622
		支払利息	102,499	128,073	△ 25,574
		その他支出	2,253,829	2,215,473	38,356
消費税等資本的収支調整額	c	68,099	87,538	△ 19,439	
当年度利益剰余金又は欠損金 (a - b - c)	d	225,037	277,880	△ 52,843	
資本的 収支	資本的収入	①	2	330,991	△ 330,989
	資本的支出	②	1,506,824	12,290,043 [2,290,043]	△ 10,783,219 [△ 783,219]
	内訳	建設改良事業費等	790,497	1,524,354	△ 733,857
		元金償還金	706,327	755,689	△ 49,362
		資産運用費等	10,000	10,010,000 [10,000]	△ 10,000,000 [0]
資本的収支差引額(① - ②)		△ 1,506,822	△ 11,959,052	10,452,230	

(参考)

資金 収支	前年度末資金残高③	14,281,910	23,910,398	△ 9,628,488
	当年度分資金収支④	661,350	△ 9,628,488	10,289,838
	資金残高(③ + ④)	14,943,260	14,281,910	661,350

注1 平成30年度当初予算額の「前年度末資金残高」は、平成29年度決算を反映させた額である。

注2 「当年度分資金収支」は、当年度の利益剰余金・損益勘定留保資金等から資本的収支差引額を差し引いたものである。

注3 []内は一般会計では歳入歳出予算に含まれない債券運用費を除いた額。

イ 電力料金収入の状況

(7) 水力発電による収入

(単位：千円)

項目 \ 年度	令和元年度 当初予算額	平成30年度 当初予算額	増減額	前年度対比
電力料金収入	6,418,655	6,803,649	△ 384,994	94.3%

(単位：kWh)

項目 \ 年度	令和元年度	平成30年度	増減	前年度対比
年間目標供給電力量	701,922,990	725,552,990	△ 23,630,000	96.7%

(イ) 太陽光発電による収入

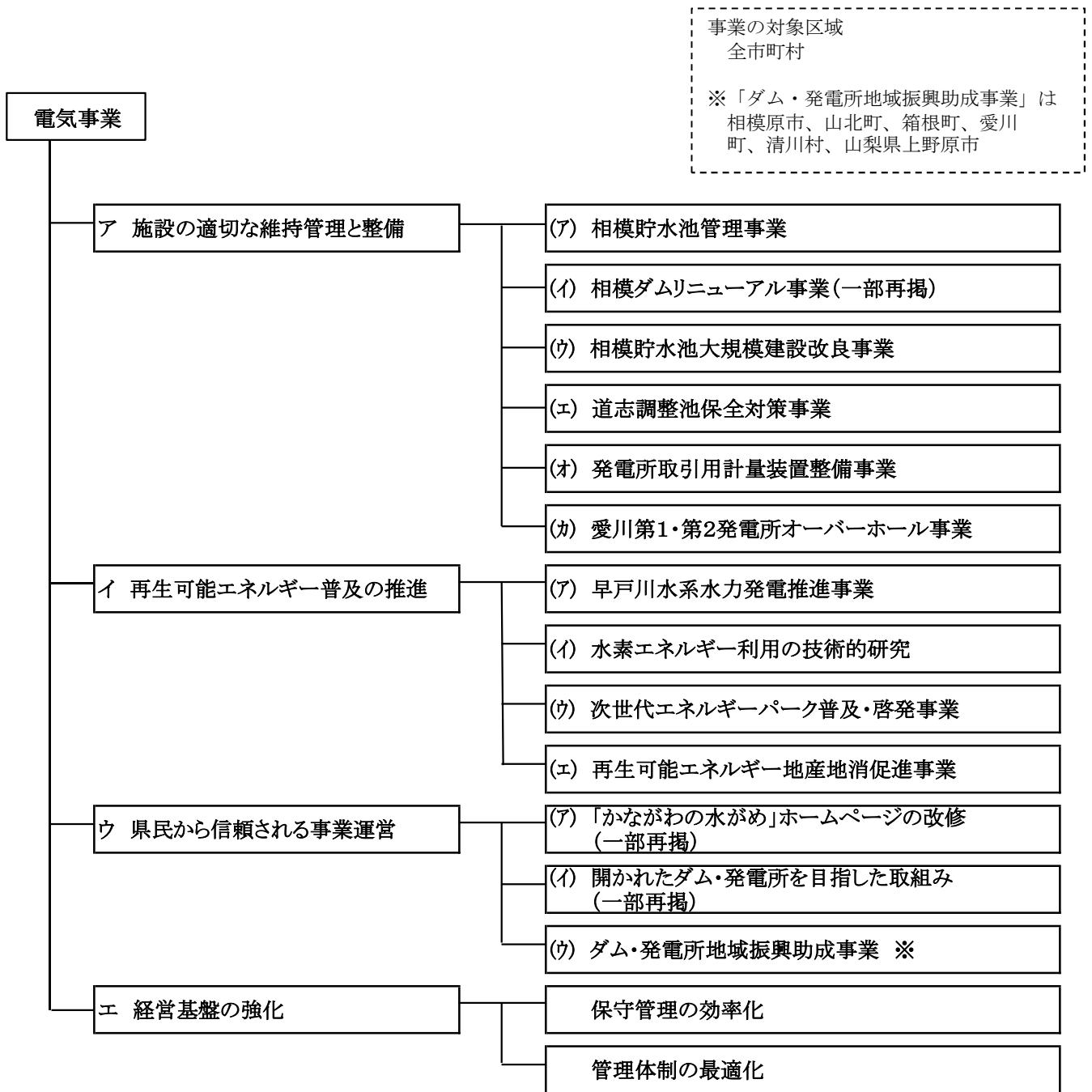
(単位：千円)

項目 \ 年度	令和元年度 当初予算額	平成30年度 当初予算額	増減額	前年度対比
電力料金収入	125,251	124,215	1,036	100.8%

(単位：kWh)

項目 \ 年度	令和元年度	平成30年度	増減	前年度対比
年間目標供給電力量	2,948,396	2,978,177	△ 29,781	99.0%

(4) 令和元年度電気事業主要事業体系図



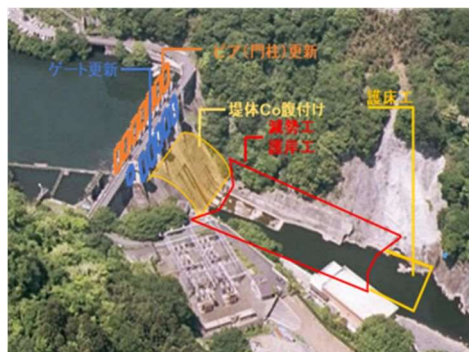
(5) 主な事業の概要

ア 施設の適切な維持管理と整備

- (7) 相模貯水池管理事業 810,853 千円
発電用水及び水道用水の安定供給を図るため、相模ダム・沼本ダム諸設備の整備等を行う。

- (イ) 相模ダムリニューアル事業（一部再掲） 257,968 千円

相模ダムは、昭和 22 年の完成以来 70 年以上が経過し、経年劣化により大規模な施設の更新が必要となっていることから、事業計画に基づき、「相模ダムリニューアル事業」を着実に実施する。



相模ダムと貯水池 ▶

- (ウ) 相模貯水池大規模建設改良事業 1,420,044 千円

相模貯水池の上流域の災害防止と有効貯水容量の回復を図るため、堆積土砂の除去等を行う。

- ・堆積土砂しゅんせつ工事 15 万 m³

堆砂の状況 堆砂量 1,946 万 m³ 総貯水容量の 30.8%

(平成 30 年 12 月現在)

- (エ) 道志調整池保全対策事業 180,657 千円

道志調整池上流域の災害防止と発電用水量の確保を図るため、堆積土砂の除去等を行う。

- (オ) 発電所取引用計量装置整備事業 78,932 千円

電力システム改革第 2 段階（小売及び発電の全面自由化）に対応するため、30 分単位で発電電力量が計測できる計量装置（電力量計等）の整備を行う。

- (カ) 愛川第 1・第 2 発電所オーバーホール事業 — 千円 ※

電力の安定供給を図るため、平成 9 年の完成以来 21 年が経過した愛川第 1・第 2 発電所発電機の大規模な修繕（オーバーホール）を行う。

- ・愛川第 1 発電所オーバーホール

[債務負担行為の新規設定]（債務負担行為限度額 619,300 千円 令和元年～3 年度）

- ・愛川第 2 発電所オーバーホール

[債務負担行為の新規設定]（債務負担行為限度額 489,500 千円 令和元年～3 年度）

イ 再生可能エネルギー普及の推進

(ア) 早戸川水系水力発電推進事業 45,397 千円

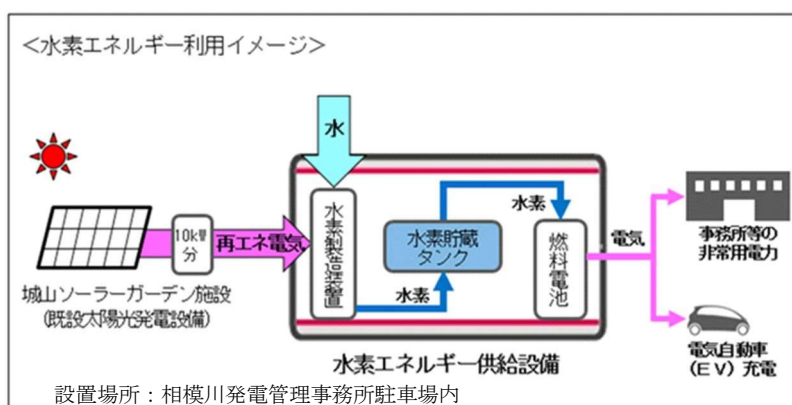
再生可能エネルギー導入を推進するため、宮ヶ瀬ダム上流の早戸川において、下流部の早戸川発電所の完成に続き、上流部での小水力発電の導入に向け、基本設計及び測量・地質調査を行う。

(イ) 水素エネルギー利用の技術的研究 5,200 千円

国が策定した水素基本戦略に位置付けられている再生可能エネルギー由来の水素について、その利用動向を見据えつつ、事業化の可能性を含めて技術的研究を行う。

- ・水素エネルギー供給設備設置工事

[債務負担行為の新規設定] (債務負担行為限度額 214,500 千円 令和元年～2年度)



(ウ) 次世代エネルギーパーク普及・啓発事業 14,765 千円

次世代エネルギーの普及啓発を推進するため、「あいかわ・つくい次世代エネルギーパーク」に認定された施設の見学会等を実施する。

(エ) 再生可能エネルギー地産地消促進事業 220 千円 (収入)

再生可能エネルギー固定価格買取制度の仕組みを活用して、愛川太陽光発電所、谷ヶ原太陽光発電所及び早戸川発電所において発電した電力を、県内の小売電気事業者をパートナーとして供給することにより、再生可能エネルギーの地産地消を実現し、地域振興につなげる。



(地産地消パートナー契約に基づく愛称の付与)

ウ 県民から信頼される事業運営

(ア) 「かながわの水がめ」ホームページの改修（一部再掲） 9,890 千円

ホームページで提供している県内の各ダムの貯水状況や放流情報について内容を充実させ、より分かりやすく提供するため「かながわの水がめ」ホームページを改修する。

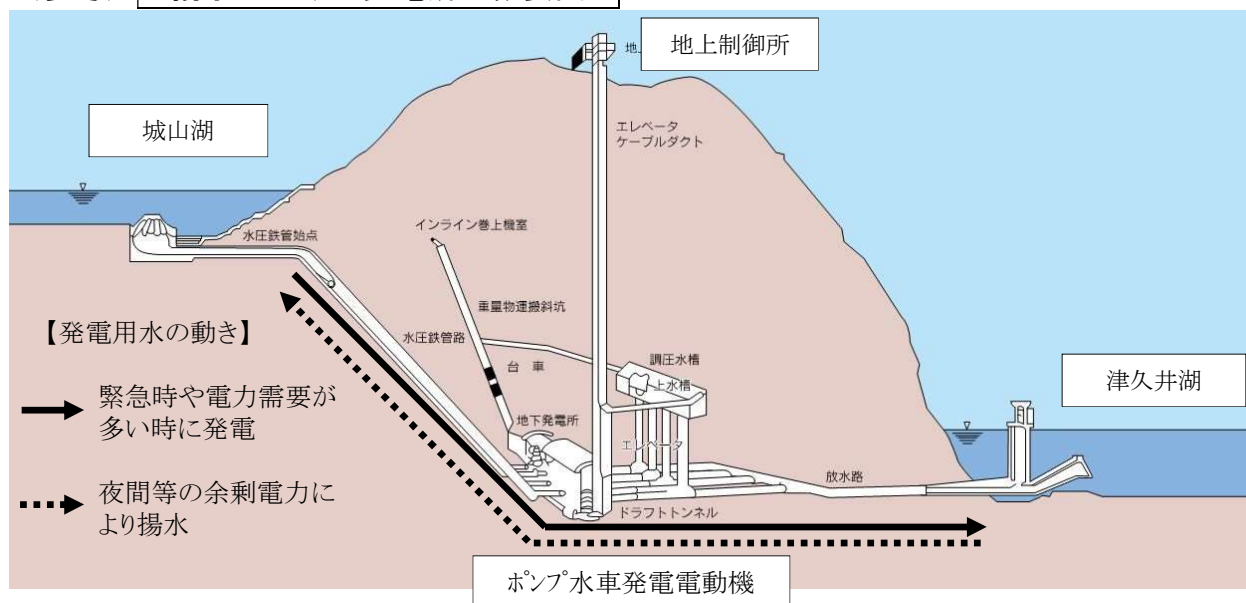
(イ) 開かれたダム・発電所を目指した取組（一部再掲） 15,627 千円

ダムや発電所が持つ施設の観光資源としてのポテンシャルに着目し、多くの県民が訪れ、電気事業の役割やダム建設の歴史及び再生可能エネルギーに対する理解増進を図ることを目的として、国が認定した「あいかわ・つくい次世代エネルギーパーク」の施設を中心に、開かれたダムや発電所を目指した取組みを進める。

(ウ) ダム・発電所地域振興助成事業 18,000 千円

県営電気事業に対する理解・協力と地域振興に資するため、発電所等所在市町村が実施するダム・発電所を活用した事業に対して助成を行う。

(参考) 揚水式：城山発電所の概要図



城山発電所は、わが国初の大規模な日調整純揚水式発電所です。この発電所は、夜間の余剰電力を利用して下池である津久井湖の水を上池である城山湖にくみ揚げておき、昼間のピーク電力需要時にその水を使って発電するものです。火力や原子力発電所にくらべ電力需要の急激な変化に早く対処できるのが特徴で、電力需給の安定に大きく貢献しています。

公 營 企 業 資 金 等 運 用 事 業

3 公営企業資金等運用事業

(1) 経営の目標

「神奈川県公営企業の設置等に関する条例」で定める公営企業資金等運用事業の経営の目標は、次のとおりである。

- ア 神奈川県の一般会計又は他の特別会計に対する長期貸付け
- イ 相模川総合開発共同事業に伴い横浜市、川崎市及び横須賀市が負担する建設資金に対する貸付け
- ウ 相模貯水池の有効貯水容量の回復等を図るための同貯水池の建設改良事業に係る横浜市、川崎市及び横須賀市の負担金に対する貸付け
- エ 相模貯水池及び城山貯水池の水質保全に寄与する農業集落排水処理施設の整備事業に係る相模原市の負担金その他の資金に対する貸付け
- オ 国債、公営企業債等の証券の所有及び処分
- カ 地域振興のための駐車場、スポーツ施設等の用に供する土地、建物等の取得、管理及び処分
- キ カに規定する資産以外の土地、建物等の取得、管理及び処分
- ク 神奈川県公営企業の開発調査

(2) 地域振興施設の概況（平成31年4月1日現在）

ア 企業庁自主事業

施設名	所在地	概要	完成年度
中沢テニスコート	相模原市	全天候型テニスコート4面 更衣棟1棟	昭和54
平塚配水池レクリエーション広場野球場	平塚市	軟式野球場1面 駐車場等	昭和56
寒川浄水場いこいの広場テニスコート施設	寒川町	全天候型テニスコート5面 オートマシントennisコート等	昭和60
プロミティふちのベビル	相模原市	鉄骨及び鉄骨鉄筋コンクリート造 7階建 延床面積 10,665.28m ²	平成2

イ 市町村要請事業

施設名	所在地	概要	完成年度
新大山駐車場	伊勢原市	収容台数 90台 料金所 便所等	昭和55
茅ヶ崎立体駐車場	茅ヶ崎市	鉄骨造4階建 収容台数 477台 二輪車 63台	昭和56
平塚市紅谷町立体駐車場	平塚市	鉄骨鉄筋コンクリート造6階建 収容台数 372台 自転車 265台	昭和56
名倉グラウンド	相模原市	グラウンド 24,450m ² 駐車場 36台収容 その他付帯施設	昭和58
寒川浄水場いこいの広場プール施設	寒川町	50mプール 25mプール 子供プール スライダー付プール	昭和59
緑の休暇村テニスコート施設	相模原市	全天候型テニスコート3面 更衣棟 宿泊棟 休憩棟 駐車場	昭和60
こだまプール	相模原市	50mプール 子供プール スライダープール	昭和61
湯河原町スポーツセンター	湯河原町	鉄骨鉄筋コンクリート造 3階建 延床面積 3,430.93m ²	昭和63
大山駐車場周辺自動車等折り返し広場	伊勢原市	鉄筋コンクリート造 中空式 1,610m ²	平成3
座間市ふれあい会館	座間市	鉄筋コンクリート造 2階建 延床面積 1,454.79m ²	平成6
座間市民健康センター	座間市	鉄筋コンクリート造 2階建 延床面積 2,094.30m ²	平成8
小田原市栄町駐車場	小田原市	鉄骨造 19層 2棟 収容台数 460台	平成9
寒川総合図書館・寒川文書館	寒川町	鉄骨鉄筋コンクリート造 4階 地下1階 延床面積 4,707.14m ²	平成18
海老名市食の創造館	海老名市	鉄骨造、2階建 延床面積 3,484.21m ²	平成24
開成町あじさい公園発電所	開成町	開放型らせん水車 最大出力 2.2kW	平成26

(3) 令和元年度当初予算の概要

令和元年度・平成30年度公営企業資金等運用事業会計当初予算額比較表

(単位：千円)

勘定区分		令和元年度 当初予算額	平成30年度 当初予算額	増減額	区 分	令和元年度	平成30年度	増減額
損益	収入	990,360	988,309	2,051	当 年 度 利益剰余金	209,293	200,422	8,871
	支出	786,160	798,446	△ 12,286				
資本	収入	4,065,640	3,743,292	322,348	補填財源 使用額	3,171,861	2,482,456	689,405
	支出	7,237,501	6,225,748	1,011,753				
計	収入	5,056,000	4,731,601	324,399				
	支出	8,023,661	7,024,194	999,467				

(4) 主な事業の概要

ア 資金・資産の効果的な活用

事業の対象区域 全市町村
※「地域振興施設等整備事業」は横浜市、川崎市及び相模原市の一部は対象外

(7) 水道事業会計への長期貸付金

7,000,000千円

(単位：千円)

区分	貸付総額	平成30年度末 貸付残高	令和元年度		令和元年度末 貸付残高
			貸付額	償還額	
水道事業会計	71,012,100	40,565,668	7,000,000	3,884,198	43,681,470
電気事業会計	10,000	954	-	474	480
相模原市	208,660	70,798	-	9,197	61,601
計	71,230,760	40,637,420	7,000,000	3,893,869	43,743,551

イ 地域振興事業の推進

(7) 地域振興施設等整備事業 ※

41,913千円

公営企業の保有資金・技術力を活用し、市町村からの施設の整備要請に基づき、地域経済の発展、住民福祉の向上に寄与する施設を整備し、有償で譲渡する。

令和元年度は、山北町洒水の滝遊歩道整備事業及び寒川町営プール整備事業について、実施設計業務を実施する。

- ・寒川町営プール整備工事

[債務負担行為の新規設定] (債務負担行為限度額 482,735千円 令和元～2年度)



▲ 山北町 洒水の滝



▲ 寒川町 町営プール

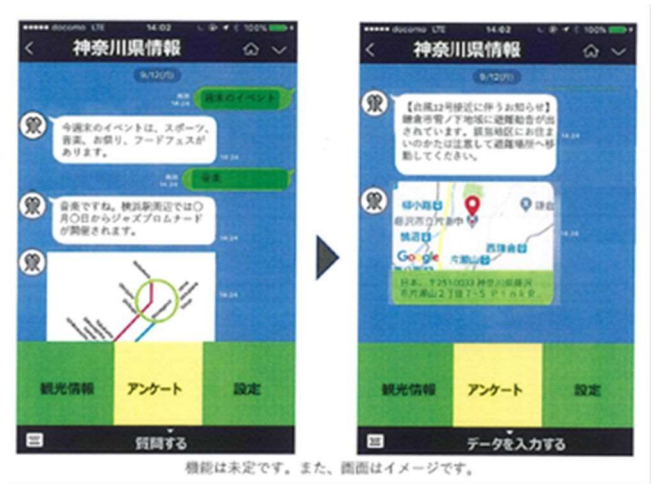
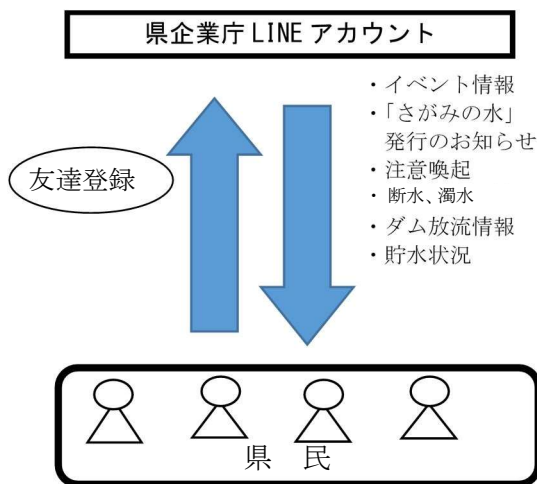
ウ その他

(ア) LINEによる情報発信

5,000千円

コミュニケーションアプリ「LINE」を活用し、企業庁が取り組む事業の情報やイベント情報のほか、断水等の緊急情報を効果的に発信する。

【イメージ図】



相模川総合開発共同事業

4 相模川総合開発共同事業

(1) 経営の目標

「神奈川県公営企業の設置等に関する条例」で定める相模川総合開発共同事業の経営の目標は、次のとおりである。

ア 神奈川県と横浜市、川崎市及び横須賀市とが共有する次に掲げるものの管理

(ア) 城山ダム及びこれに付帯する施設

(イ) 寒川取水施設

イ 神奈川県と横浜市及び横須賀市とが共有する寒川取水施設の管理

ウ 取水量

(ア) アに係るもの（相模川総合開発共同事業）

毎秒最大15立方メートル（日量1,296,000立方メートル）

(イ) イに係るもの（相模川高度利用事業）

毎秒最大1立方メートル（日量86,400立方メートル）

(参考) 取水量の内訳

アに係るもの（相模川総合開発共同事業）

(単位：m³)

事業者名	毎秒最大水量	備 考
神奈川県	2.86	上水道用水
横浜市	5.66	上水道及び工業用水道用水
川崎市	4.78	”
横須賀市	1.70	上水道用水
計	15.00	

イに係るもの（相模川高度利用事業）

(単位：m³)

事業者名	毎秒最大水量	備 考
神奈川県	0.435	上水道用水
横浜市	0.483	”
横須賀市	0.082	”
計	1.000	

(2) 現有施設の概況（平成31年4月1日現在）

ア 城山ダム	型 式	重力式コンクリートダム
	堤 高	75メートル
	堤 頂 長	260メートル
	堤 体 積	362,000立方メートル
イ 津久井湖	湛 水 面 積	2.47平方キロメートル
	総 貯 水 量	62,300,000立方メートル
	有 効 貯 水 量	51,200,000立方メートル
	有 効 水 深	29メートル
	満 水 位	標高124メートル
ウ 連絡水路	長 さ	913.4メートル
	内 径	3.8メートル
エ 串川取水施設	堰 の 長 さ	34メートル
	堰 の 高 さ	7メートル
	導水路の長さ	1,970メートル
オ 寒川取水施設	堰 の 長 さ	270メートル
	堰 の 高 さ	6メートル
	導水路の長さ	308.80メートル（総合開発）
		292.75メートル（高度利用）
	沈砂池の大きさ	4,800立方メートル 2池（総合開発）
	8,000立方メートル 2池（高度利用）	



▲ 城山ダムと貯水池

(3) 令和元年度当初予算の概要

令和元年度・平成30年度相模川総合開発共同事業会計当初予算額比較表

(単位：千円)

勘定区分		令和元年度 当初予算額	平成30年度 当初予算額	増減額	
損益	収入	1,871,862	1,975,614	△	103,752
	支出	1,871,862	1,975,614	△	103,752
資本	収入	1,115,735	329,552		786,183
	支出	1,115,735	329,552		786,183
計	収入	2,987,597	2,305,166		682,431
	支出	2,987,597	2,305,166		682,431

(4) 主な事業の概要

事業の対象区域（事業者）

神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市

ア 貯水池等の管理

(7) 城山ダム施設管理事業

2,306,557千円

城山ダム施設の適正な運営を行うため、ダム施設及び城山貯水池（津久井湖）の維持管理等保全対策を行う。



▲ 城山ダム

酒 匂 川 総 合 開 発 事 業

5 酒匂川総合開発事業

(1) 経営の目標

「神奈川県公営企業の設置等に関する条例」で定める酒匂川総合開発事業の経営の目標は、次のとおりである。

ア 神奈川県と神奈川県内広域水道企業団及び東京発電株式会社とが共有する三保ダムの管理

イ 取水量

毎秒最大20.95立方メートル（日量1,809,500立方メートル）

(2) 現有施設の概況（平成31年4月1日現在）

ア 三保ダム	型 式	土質しゃ水壁型ロックフィルダム
	堤 高	95メートル
	堤 頂 長	587.7メートル
	堤 体 積	5,816,000立方メートル
イ 丹 沢 湖	湛 水 面 積	2.18平方キロメートル
	総 貯 水 量	64,900,000立方メートル
	有 効 貯 水 量	54,500,000立方メートル
	有 効 水 深	39.2メートル
	満 水 位	標高321.5メートル



▲ 三保ダム洪水吐放流

(3) 令和元年度当初予算の概要

令和元年度・平成30年度酒匂川総合開発事業会計当初予算額比較表

(単位：千円)

勘定区分		令和元年度 当初予算額	平成30年度 当初予算額	増減額
損益	収入	1,450,677	1,389,871	60,806
	支出	1,450,677	1,389,871	60,806
資本	収入	278,026	367,649	△ 89,623
	支出	278,026	367,649	△ 89,623
計	収入	1,728,703	1,757,520	△ 28,817
	支出	1,728,703	1,757,520	△ 28,817

(4) 主な事業の概要

事業の対象区域（事業者）

神奈川県、神奈川県内広域水道企業団及び東京発電株式会社

ア 貯水池等の管理

(7) 三保ダム施設管理事業

1,103,978 千円

三保ダム施設の適正な運営を行うため、ダム施設の維持管理等保全対策を行う。

- ・三保ダム管理用制御処理設備更新工事

[債務負担行為の新規設定]

(債務負担行為限度額 540,573 千円 令和元～2年度)

- ・三保ダム管理用制御処理設備移設工事

[債務負担行為の新規設定]

(債務負担行為限度額 6,809 千円 令和元～2年度)

(イ) 貯水池等保全対策事業

583,249 千円

三保貯水池（丹沢湖）の保全を図るため、堆積土砂の除去等を行う。



◀ 三保ダムと貯水池

発行 神奈川県企業庁企業局財務部財務課
〒231-8588 横浜市中区日本大通 1 045-210-1111 (代表)